

見舞金制度(保険契約)のその他の概要について

■用語のご説明

保険契約者

株式会社イーウェルをいいます。

被保険者

WELBOX会員本人をいいます。(会員名は無記名にて保険契約を締結しております。)

対象施設

日本国内に所在する、WELBOXに加入したスポーツクラブが保有または運営、管理し、被保険者が利用する施設・建物(建物の所在する敷地内の駐車場・駐輪場を含みます。)をいいます。

事故

日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故の直接的な結果によって、被保険者がその身体に被った傷害(ケガ)をいいます。

入院

医師(注)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院、診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。

(注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

通院

医師による治療が必要な場合において、病院、診療所、または接骨院・整骨院に通い、医師もしくは柔道整復師(注)の治療を受けることをいいます。治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための通院、整体・鍼灸は含みません。

(注)被保険者が医師もしくは柔道整復師である場合は、被保険者以外の医師もしくは柔道整復師をいいます。

盗難

対象施設内(WELBOXに加入したスポーツクラブが保有、運営、または管理する駐車場・駐輪場以外の駐車場・駐輪場は含まず)において発生した対象物に対する強盗・窃盗等のうち、盗難届を提出して警察に受理されたものをいいます。

■保険金をお支払いする場合

- 保険期間中に発生した外来性のある急激かつ偶然な事故の直接の結果として、被保険者がその身体に傷害を被った結果、入院または通院した場合に、入院見舞保険金または通院見舞保険金をお支払いします。なお、入院見舞保険金が支払われる期間中は、通院日数に含めません。

※入院・通院ともに治療の実態が発生している日を指します。

- 対象施設において盗難が発生した場合に、被保険者に盗難見舞保険金をお支払いします(対象物の個数・本数によらず、一つの盗難あたりにて、保険金額をお支払いします)。

■保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失による身体傷害
- 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置による身体傷害
- 盗難の対象物が対象施設の外部にある間に生じた盗難
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による身体傷害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛で他覚症状(注)のない身体障害、または疲労の蓄積等、急激性のない傷害(いわゆる「テニス肘」等)
- (注)他覚症状とは…理学的検査、神経学検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- 原因の如何を問わず、疾病および既往症
- 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量 動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に被った身体傷害
- 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上バイクを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競走、興行(いずれもそのための練習を含みます。)をしている間に被った身体傷害
- 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた傷害(ケガ)
- 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に生じた傷害(ケガ)
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた傷害(ケガ)など

■保険金の請求について

- 保険金の請求は、治療終了後保険金支払いの事由が発生した日より6ヶ月以内に通知しなくてはなりません。なお、この期間を超えた場合でも、保険金請求権が時効消滅しない3年間は、保険金をお支払いします。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする法律上の配偶者
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の法律上の配偶者または②以外の3親等内の親族

■保険金のお支払いについて

- 原則として、請求完了日(不備のない請求書類一式が到着した日)からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- 事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、追加の書類もしくは証拠の提出または協力を求めることがあります。

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、レスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについてはレスキュー損害保険株式会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。また当保険はWELBOX自動付帯のため、保険証券は発行いたしておりません。

見舞金制度のご案内〈施設内・外〉

スポーツクラブ・スクール施設内・外でのケガや施設内での盗難といった万が一の事態に備えるサポートプログラムです。

思いっきり体を動かしたい!というアクティブな皆さまを、確かな安心でバックアップします。

4つの安心ポイント

1

施設内・外[※]でのケガ、施設内での盗難が適用対象

[※]日本国内が対象です。

2

補償金額は最大10万円/回

3

通院7日以内なら領収書の提出でOK

4

施設外のケガは年3回(合計10万円)までサポート[※]

[※]施設内のケガは年間回数上限はございません。

[※]年：4月1日～3月31日

こんなときに見舞金をお支払いします

[※]受傷時の状況、診断内容によってはお支払いできない場合がございます。

ケガ

水泳中に壁に衝突



打撲
通院3日

支払金額 2万円

階段を踏外し転倒



不全骨折
通院15日

支払金額 10万円

自宅浴室で転倒



捻挫
通院8日

支払金額 5万円

帰宅中に自転車で衝突



アキレス腱断裂
入院2日・
通院20日

支払金額 10万円

ロッカーに指を挟んだ



挫創・挫傷
通院1日

支払金額 2万円

料理中に包丁で指を切った



挫創
通院1日

支払金額 2万円

盗難

腕時計が盗まれた!



支払金額 5千円

水着が盗まれた!



支払金額 2千円

見舞金をお支払いできない事例

- 受傷内容が対象外
(炎症・腰痛・疲労性傷害・腱鞘炎など)



- 会員資格なし
WELBOXを退会していた。もしくは入会前だった
[※]事故発生時、WELBOX会員であれば見舞金審査の対象となります。



- 事故日から通院期間中に新たに被った傷害



- 急激性なし
繰り返した動作によるもの



- 医師・柔道整復師以外の施術
(整体・鍼灸など)



- 上限給付済み
1年以内にすでに規定の申請回数、給付金額に達している
(施設外のケガは年3回、合計10万円まで)



[※]WELBOX見舞金制度は、株式会社イーウェルを保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)としてレスキュー損害保険株式会社と保険契約を締結しております。
[※]上記の補償内容は概要を説明したものであり、実際の見舞金お支払の可否などの詳細につきましては、レスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・各特約にもとづきます。保険適用可否などについてはレスキュー損害保険株式会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

2025年7月版

お問い合わせ

ご加入内容、見舞金の請求について

WELBOX見舞金デスク

ナビダイヤル **0570-057-101** 平日9:30～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始は休み)

WELBOX見舞金デスクへのお問い合わせの際は、必ず所属クラブ名・会員番号をお伝えください。お伝えいただけない場合・ご登録の確認ができない場合・会員本人でない場合(未成年会員を除く)はお問い合わせいただいてもご回答できませんのでご注意ください。

引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社

ナビダイヤル **0570-027-028** 平日9:30～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始は休み)

RC03-022(1) 2025.07

